

返戻金に関する規程

株式会社ワークポッツ（許可番号：13-ユ-313524）

求人者（以下「甲」という）に求職者（以下「候補者」という）を紹介する当社（以下「乙」という）の人材紹介サービスに係る返戻金について、以下のとおり定める。

第1条（返戻金の支払義務）

- 乙は、紹介した候補者が早期に退職した場合、甲に対して返戻金を支払うものとする。
- 前項の規定にかかわらず、候補者の退職事由が以下の各号のいずれかに該当する、またはこれらに準じると認められる場合、乙は返戻金を支払う義務を負わないものとする。
 - 甲都合による退職（整理解雇、事業縮小、賃金の遅配・不払い等を含む）
 - 名目は自己都合であるが、実質的に候補者の責に帰さない事由による退職（勧奨退職、いじめ・ハラスメント、法令違反行為の強要等を含む）
 - 入社後の実際の処遇・労働条件が、採用決定時に提示された労働契約内容と著しく相違することによる退職
 - 甲が乙に提供した求人情報等に虚偽の事実があったことによる退職
 - 当該候補者の死亡、または業務に起因しない傷病による退職
 - 天災地変その他不可抗力により、甲の事業継続が困難となったことによる退職
 - 入社日より過去10年以内において、当該候補者が甲での職務経験を有していた場合
- 前項第3号における「著しい相違」とは、以下の各号のいずれかに該当するケースを指すものとする。
 - 当該相違について、労働基準監督署その他の公的機関から甲に対して指導、是正勧告、またはそれに準ずる行政処分がなされた場合
 - 雇用契約書、労働条件通知書、給与明細書、就業規則、またはタイムカード等の客観的な証拠資料に基づき、提示条件と実態との相違の事実が客観的に明らかである場合

第2条（返戻金の算出）

- 返戻金は、受領した紹介手数料に返戻金率を乗じ、その金額に消費税額を加えて算出するものとする。なお、1円未満の端数は切り捨てとする。

返戻金の算出方法

a. 返戻金 + b. 消費税額 = 返戻金総額

a. 紹介手数料 × 返戻金率 = 返戻金

b. 返戻金 × 消費税率 = 消費税額

- 紹介手数料は、別紙1「紹介手数料に関する規程」のとおりとする。
- 返戻金率は、下表のとおりとする。なお、在籍期間は入社日から退職日までの期間として算出する。

在籍期間	返戻金率	返戻金の計算例（紹介手数料が210万円の場合）
1か月未満	80%	$168\text{万円} + 16.8\text{万円} = 184.8\text{万円}$ a. $210\text{万円} \times 80\% = 168\text{万円}$ b. $168\text{万円} \times 10\% = 16.8\text{万円}$ ※消費税率は変動可能性あり
1か月以上 3か月未満	50%	$105\text{万円} + 10.5\text{万円} = 115.5\text{万円}$ a. $210\text{万円} \times 50\% = 105\text{万円}$ b. $105\text{万円} \times 10\% = 10.5\text{万円}$ ※消費税率は変動可能性あり
3か月以上 6か月未満	20%	$42\text{万円} + 4.2\text{万円} = 46.2\text{万円}$ a. $210\text{万円} \times 20\% = 42\text{万円}$ b. $42\text{万円} \times 10\% = 4.2\text{万円}$ ※消費税率は変動可能性あり
6か月以上	0%	—

第3条（返戻金の支払い）

1. 乙は、候補者の退職を確認の上、速やかに返還額および算出根拠を明記した通知書等を書面または電磁的記録により発行・送付するものとする。
2. 乙は、候補者の退職日の翌月末日までに、銀行振込により返戻金を返還するものとする。
3. 振込手数料は乙の負担とする。